

# 1. 利用者のための司法アクセス・司法基盤の強化

## (1) 経済的な司法アクセス障害の解消（訴訟費用の低・定額化、弁護士費用保険の政策的促進、総合法律支援・司法アクセスの拡充）

民事司法の利用阻害要因の1つである費用負担の重さを、「自助」（提訴手数料の上限設定、低・定額化）、「共助」（弁護士費用保険の拡大を政策的に促進）、「公助」（立替償還制・受益者負担から原則給付制・応能負担へ転換）のバランスをとって軽減すべきである。

法テラスをより使いやすくするために、委託援助事業の本来事業化を視野に、社会的弱者に対する援助範囲の更なる拡充を早急に措置すべきである。さらに、昨今、頻発している子ども、いじめ問題への対応強化を図る。

また、近時、台風、地震などの自然災害が多発するなか、法テラスの被災者支援のための法律相談及び代理援助について費用を含めた充実が必要である。

## (2) 裁判手続IT化の促進とAI技術の進展に対応する体制整備

利用者の視点に立った裁判手続IT化を促進・加速させるため、本人訴訟への対応・支援、セキュリティ対策などを念頭においた人的・物的環境整備のための十分な予算付けを求める。また、IT化利用の有無により提訴手数料に差異を設けるインセンティブ付与制度の導入、利用者の利便性を十分考慮したオンライン申立ての原則義務化、判決情報の公開度の質的・量的拡大を図るべきである。

## (3) 家事事件の増加に対応する家庭裁判所等の体制整備

少子高齢化社会の進行に伴う近年の家事事件の増加傾向に適切に対応するため、成年後見事件・子の監護に関する事件への対応のための人的体制の充実、代理人報酬の国費負担による子の手続代理人の更なる活用を図る。施設のハード面においても、家裁庁舎の増改築、家裁出張所の新設、調停室等の増設、さらには、利用者の利便性を考慮した裁判所庁舎の建築・新築等（バリアフリー対策）の改善が必要である。

## (4) 人口の都市部集中、人口移動に対応する裁判所支部の本庁化や支部機能拡充、司法過疎対策の実施

国民や企業が利用しやすく、頼りがいのある司法を実現するため、裁判所支部の本庁化や支部機能拡充、司法過疎対策を実施すべきである。

## (5) ADRの拡充・活性化のための施策、災害時ADRの支援体制整備

ADRの利用がなかなか進まない現状をふまえ、基本法制の整備、周知・広報の強化をはじ

めとする ADR の拡充・活性化のための施策とともに、ODR の政策的支援を早急に検討する。  
大きな災害が相次ぐ状況から、災害時 ADR の支援体制の整備が必要である。

#### (6) 法意識を育てる教育の拡充等（法教育等の充実・促進、外国人材受入れ拡大に伴う法教育施策）

「法の支配」が社会の隅々に行きわたるよう、青少年の早い段階から法意識を育てる。

教材・出前授業の充実・普及、教育関係者・法曹関係者間の連携体制の整備など、法教育の一層の充実・促進を図るとともに、国際化・多文化共生が進む社会において、外国人材受入れ拡大に伴う法教育施策、司法アクセス拡充策を効果的に実施する。

#### (7) 司法基盤強化に必要な予算の確保

司法基盤強化の観点から、補正予算での対応も含めて、必要性に応じて IT 化対応等について通常の司法関係予算とは別枠とするなど特段の配慮がなされる必要がある。

## 2. 頼りがいのある司法の構築

#### (1) 公正な実態解明のために必要な手続の充実（民事訴訟における証拠・情報収集の拡充・国際標準化、依頼者弁護士間の通信秘密保護制度の導入）

我が国は諸外国と比べて公正な実態解明のための手続が不十分であることから、泣き寝入り・訴訟利用の躊躇、企業等の国際紛争等への対応・コンプライアンス面での管理能力の不十分さ等がみられる。

そこで、民事訴訟における証拠収集（文書提出義務の拡充・実効化、依頼者弁護士間通信などの保護措置導入・明確化など）や情報収集手続（当事者照会の実効化、早期自主開示制度の導入など）の拡充・国際標準化を図るべきである。

#### (2) 権利救済の実効化・現代化を図るための損害賠償制度の改革（填補賠償制度の改善、違法抑止的損害賠償制度の導入）

現在の実務では、侵害者利益を吐き出させて権利者に与えることが困難である結果、知的財産権や名誉・人格権に対する侵害が恒常化している。

そこで、被害救済・違法抑止の必要性の高い消費者被害や知財分野における損害賠償制度の見直し、特に必要な分野においては抑止的付加金制度等の創設を検討すべきである。

#### (3) 消費者被害救済等の専門分野における紛争解決機能の強化

越境消費者紛争をはじめ、被害回復のための手続・制度の整備は十分とはいえない。

そこで、越境消費者紛争解決のための体制整備を図るとともに、特定適格消費者団体に対す

る財政的支援と負担軽減、対象事案・対象範囲の拡充などとあわせて、被害救済・違法抑止の必要性の高い消費者被害における損害賠償制度（抑止的付加金制度や違法収益吐き出し制度の創設を含む）を見直すべきである。

#### (4) 知財分野に関する紛争解決能力の強化

国境を越える知的財産権侵害の急増から、国際的にも調和のとれた紛争解決能力の強化が求められている。

そこで、知財裁判を含む裁判の国際化対応の検討、法定賠償を含む違法抑止を考慮した損害賠償制度の見直し、二段階審理の導入の検討などが必要である。

### 3. 国際化・国家間競争の中での国益確保と司法及び法曹の役割強化

#### (1) 国際仲裁・調停活性化のための制度・基盤整備

日本企業の正当な利益の確保等及び企業紛争解決における我が国のプレゼンスを国際的に高めるため、国際仲裁の審問施設の提供や人材育成等の基盤整備施策の継続・拡充、仲裁法の速やかな改正が求められる。また、国際調停の手続法制、国際仲裁・調停振興のための基本法の制定も検討すべきである。

#### (2) 独占禁止法における課徴金制度と手続保障の整備

今般の独占禁止法改正の下、課徴金減算制度やカルテル限定の通信秘密保護措置が導入されるが、今般見送られた課徴金加算制度や、企業と弁護士との通信秘密をカルテル問題対応に限らず独占禁止法全般について保護する方向での見直しを検討すべきである。

#### (3) 国際法等の知見・外国語能力を有し、国際紛争解決・国際交渉等を担う法曹人材及び法務関連人材の養成と活用拡充

国際社会における国益及び日本企業の正当な利益の確保等のために、国際法等の知見・外国語能力を有し、国際紛争解決・国際交渉等を担う法曹人材及び法務関連人材の養成と活用拡充が必要である。

このため、公費海外研修・留学制度による弁護士等の育成、政府・法曹三者の連携による戦略的な人材登用・活用が考えられる（例えばミッドキャリアポスト、在外公館等の活用）。また、人材プールの確保・拡充の観点から、国際公法を中心とする研究・調査機関を設立し、各省庁出身者、法曹、民間人材を研究・調査に国費で従事させ、人材派遣・養成の拠点とすることも検討課題である。

## 4. 利用者の視点から民事司法制度の評価・検証を継続実施する体制整備

利用者の視点から民事司法制度の運用の実情等に関する継続的な評価と検証を行い、施策及び運用・実務への不断の反映が可能となるよう、政府の責任において制度評価を組織的に行う体制の整備が求められる。